

保 管 依 頼 書

年 月 日

沖縄県

県税事務所長 殿
事 務 所 長

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、沖縄県に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、沖縄県が一切責任を持たないことに同意します。

記

年度 公告第	回	売却区分番号第	号
住所 ・ 所在地			
氏名 ・ 名称			
電話番号			

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。